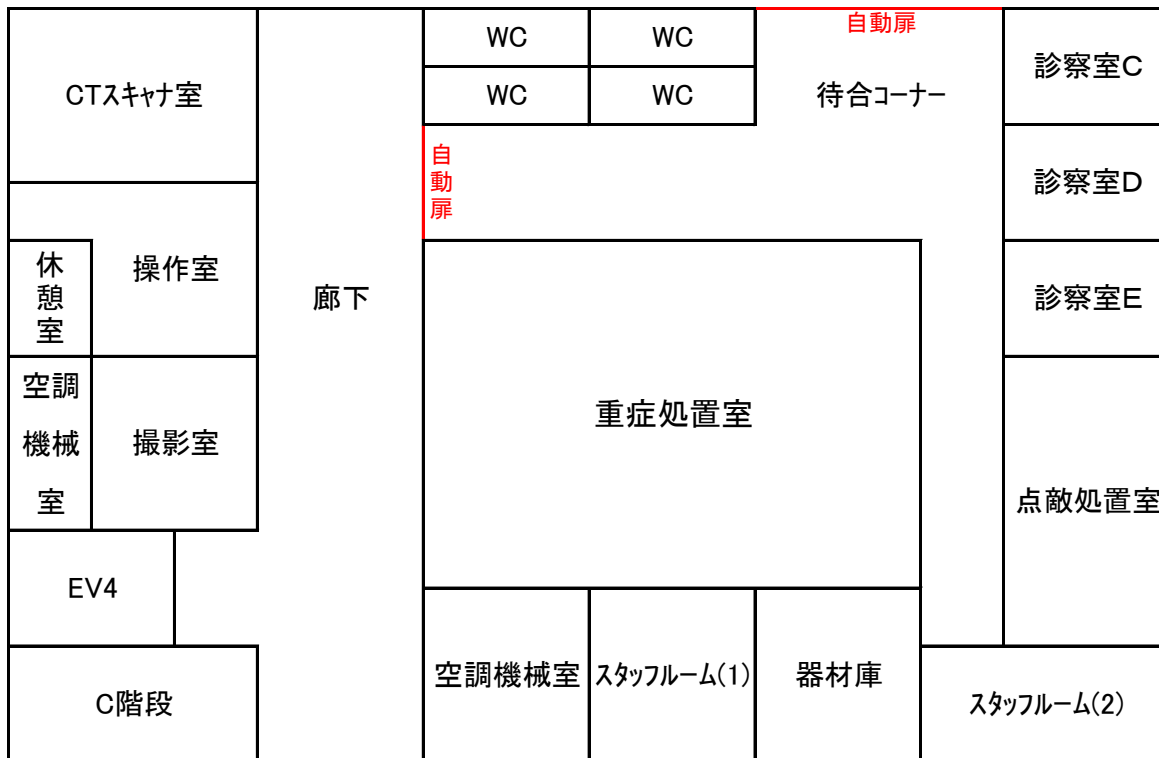


救急外来設備改修修繕施工条件特記仕様書

入札に参加できる者は次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(作業実施期間)

- 1 2018年4月8日(日)から2018年4月18日(水)までを施工期間とする。
(閉鎖期間作業)
- 2 4月9日(月)9時から4月12日(木)17時までの患者受入停止期間に以下の作業を必ず完了すること。
(空調、照明設備全て含む)
(1)重症処置室、点滴処置室、待合コーナー、診察室C、診察室Dの作業を完了すること。
(2)作業の状況により24時間作業が発生します。
(その他)
- 3 外来診察は通常どおり行います。
- 4 4月13日(金)以降の作業は救急外来患者を受入ながらの作業になります。担当職員と十分な調整を行い作業を行うこと。
- 5 修繕中の室内に機器の出入りのため立入ることがあります。資材の搬入作業員の出入りなど養生の工夫をお願いします。
- 6 4月8日(日)は空調機の冷媒ガス抜き作業とし、救急外来室内での作業はできない。
- 7 撮影室は夜間使用するため、作業は8時30分から17時までとし、17時以降は使用できるようにすること。
- 8 スタッフルームは、どちらか使用できるようにすること。
- 9 作業期間中は診察の状況により作業を中断してもらうことがあります。
- 10 音出し作業は夕方17時から20時に限定するなど病院運営に極力配慮すること。



救急外来室内配置図